

副本

一九九二年(ワ)第二〇七五号、一九九三年(ワ)第二二二五号 公式陳謝等請求事件

原告

[Redacted]

外

被告 国

証 拠 説 明 書

一九九六年九月一九日

右原告ら訴訟代理人

弁護士

小野 誠之

同 堀 和 幸

同 山 本 晴 太

[Redacted]

同 松 本 康 之

同 池 上 哲 朗

同 武 田 信 裕

同 金 京 富

同 中 田 政 義

同 新 谷 正 敏

[Redacted]

京都地方裁判所

第一民事部 合議係 御中

甲
A・B・C
4号 証り /

資料リスト
整理番号 (E 3)

参考 (記載内容等)	立証趣旨	作成者	表題
<p>PI カイロ宣言に於て無主と約束された朝鮮人の帰還の自由を得、... 従つて政府の引揚業務対象は、この中から「...」と、この中から選出された対象とする(「...」)などである。</p>	<p>戦時中 日本に在在して、朝鮮人の帰還はカイロ宣言に基きてもなからず、かつその宣言を交託した日本政府の業務、即ち責任と義務であり、日本政府もその認識して、...</p>	<p>引揚 援護 庁</p>	<p>引揚 援護 の 記録 第一章 引揚 の 開始</p>
		<p>作成年月日</p> <p>不詳 - 1950年 月 日</p>	<p>原本</p> <p>有 () (所在等 国書館)</p>

甲

①・B・C

夕号

証

9

3

(株番)

資料リスト

整理番号 (E-3)

参 考 (記載内容等)	立 証 経 路	作 成 者	表 題
P55 送還方針の決定 政府は昭和24年9月1日「朝鮮人軍国務入居者送還方針の決定」を閣議決定し、これを各地方官に通知した。	戦争遂行の途、日本国が労働力として朝鮮人、朝鮮人の常遣に付し、勅員先が民間の場合を以て、日本国の責任と義務として対応すること	引揚援護庁	引揚援護の記録 第七章 送還援護
		作成年月日 不詳・1950年 月 日	原 本 倉庫 (所在等)

甲

①・B・C

4号 証 3

(校番)

参 考	立 証 種 目	作 成 者	表 題
(記載内容等) P56 在籍工 移入在籍 労務在籍の優先輸送は 昭和30年12月15日付完了し、 P57 在籍工 移入在籍 労務在籍の優先輸送は 昭和30年12月15日付完了し、 P58 在籍工 移入在籍 労務在籍の優先輸送は 昭和30年12月15日付完了し、 P59 在籍工 移入在籍 労務在籍の優先輸送は 昭和30年12月15日付完了し、 P60 在籍工 移入在籍 労務在籍の優先輸送は 昭和30年12月15日付完了し、	引揚業務における 在籍朝鮮人 強制移入朝鮮人 移入在籍 労務在籍は 在籍上の違いからありなく 在籍朝鮮人の下 一俣に扱われ 在籍常国の優先輸送と違ふこと、昭和30年12月15日 完了し、	引揚業務 在籍	引揚業務の記録 昭和七年 送來取扱
			原 本
		作成年月日	有 () (所在等)
		不詳・	
		1950年 月 日	

資料リスト
整理番号 (E-3)

甲

①・B・C

4

号

証

の

3

(校番)

資料リスト
整理番号 (E-3)

参 考	立 証 趣 旨	作 成 者	表 題
<p>(記載内容等) P55:昭和19年末の...在団籍入労働者数 二百三十三人...この数字の の基本には昭和20年の移入労働者数は加算して... (昭和20年度と加 入移入承認数は五万七千...)</p>	<p>「選出基準表」の指定にあたり、労働者の形態は...「在団籍入 労働者数」として一律を算出し... その人数は昭和19年末の数字 ...に代えて、昭和20年の移入労働者...を算出して...</p>	<p>引揚 援護 庁</p>	<p>引揚援護の記録 第七章 送出援護</p>
		<p>作成年月日</p>	<p>原 本</p>
		<p>不詳・ 1950 年 月 日</p>	<p>有・ (所在等)</p>

甲

① A・B・C

4号 証 9 4

(被 番)

資料リスト

整理番号 (五 - 3)

参 考 (記載内容等)	立 証 種 旨	作 成 者	表 題
<p>Pの舞鶴引揚接護局の項は半分近くも浮島丸事件について言及している。事件は開局以前の事であり、朝野から引揚中と米兵自衛人からも明解での情報も取り入れ報道されている。</p>	<p>浮島丸事件は舞鶴引揚接護局からして竹草が中心の事件であり、又事件が「日本側が故意か」や「米兵も凶と朝野に伝えられている」や「要慮して」記事。</p>	<p>引揚接護局</p>	<p>引揚接護の記録 第11号 地方引揚接護局</p>
		作成年月日	本 源
		不詳	有 (号) (所在等)
		1950年 月 日	

1950年9月新聞等

甲

①・B・C

5号証

(按番)

参考	立証趣旨	作成者	題名
(記載内容等) 附道後敵没法提案理由説明以下、軒傷病者、戦没者遺族等は、 「……国に拘はる者であり、……」云々の者、王國は、年々、大に過すものは、元来 附国とすのち、是れ義務……国家補償の精神に立脚…… 附国とすのち、是れ義務……国家補償の精神に立脚…… 附国とすのち、是れ義務……国家補償の精神に立脚……	日本国に拘はる者、即ち戦争の犠牲となつた朝鮮人に、国家 補償する事は、日本国としての当然の責務である事。	厚生省	統引揚接獲の記録 第八年 道後敵没と回軍人 恩給の道達業務
			原 本
		作成年月日	有・写 (所在等)
		不詳・年月日	

附国とすのち、是れ義務……国家補償の精神に立脚……

資料リスト
整理番号 (E-U)

甲

①A・B・C

5号証

(佐著)

参 考 (記載内容等)	立証趣旨	作成者	表 題	作成年月日	原 本
<p>助子、回倉における論議……国家総力戦と銘うたれた戦中以来の 水大戦におおきく……広く被徴用者、総動員業務に協働中たる者 ……をも対象とするし……を議院において、被徴用者等と平等に支 給の対象として加える結果……</p>	<p>軍属以外の民間の会社組合の被徴用者及び勤労者 国家補償の義務がある事</p>	<p>厚生省</p>	<p>戦引揚援護の記録 等八章十道被援護の団体の 恩給の道達業務</p>	<p>不詳・ 1945年 月 日</p>	<p>有 ① 所在等</p>

資料リスト

整理番号 (E-3)

甲

①・B・C

4号

証

2

2

参考 (記載内容等)	立証趣旨	作成者	表 題	原 本	作成年月日	所在等
<p>昭和三十二年八月十九日、運輸本部より、淳島丸使用許可電報 (淳島丸の出発は八月十九日、22号頃)</p> <p>昭和三十二年八月十九日、運輸本部より、淳島丸使用許可電報 (淳島丸の出発は八月十九日、22号頃)</p>	<p>昭和三十二年八月十九日、運輸本部より、淳島丸使用許可電報 (淳島丸の出発は八月十九日、22号頃)</p>	<p>引揚 接護庁</p>	<p>引揚接護の記録 第三号 引揚の接護</p>	<p>有 ① 所在等</p>	<p>不詳 ・ 1950年 月 日</p>	

資料リスト

整理番号 (E-3)

正室(昭和三十二年)

昭和三十二年八月十九日、運輸本部より、淳島丸使用許可電報